

狛江市要綱第 120 号

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する要綱をここに公布する。

令和 8 年 10 月 6 日

狛江市長 松原 俊雄



社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する要綱

令和 8 年 10 月 6 日

要綱第 120 号

(狛江市認知症高齢者位置情報提供サービス事業実施要綱の一部改正)

第 1 条 狛江市認知症高齢者位置情報提供サービス事業実施要綱（平成 12 年要綱第 15 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(対象者) 第 2 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としな い。 (1) 次に掲げる法に規定するいずれかのサービスを利用し ている者 ア (略) イ 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスのう ち、同条第 19 項に規定する認知症対応型共同生活介護、 同条第 20 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介 護又は同条第 21 項に規定する地域密着型介護老人福祉施 設入居者生活介護 ウ 法第 8 条第 25 項に規定する施設サービスのうち、同条 第 26 項に規定する介護福祉施設サービス、同条第 27 項に 規定する介護保健施設サービス、健康保険法等の一部を 改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改 正前の法第 8 条第 25 項に規定する介護療養施設サービス 又は法第 8 条第 28 項に規定する介護医療院サービス (2) (略)	(対象者) 第 2 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としな い。 (1) 次に掲げる法に規定するいずれかのサービスを利用し ている者 ア (略) イ 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスのう ち、同条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護、 同条第 21 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介 護又は同条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施 設入居者生活介護 ウ 法第 8 条第 26 項に規定する施設サービスのうち、同条 第 27 項に規定する介護福祉施設サービス、同条第 28 項に 規定する介護保健施設サービス、健康保険法等の一部を 改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改 正前の法第 8 条第 26 項に規定する介護療養施設サービス 又は法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院サービス (2) (略)

改 正 後	改 正 前

第2条 狛江市認知症高齢者位置情報提供サービス事業実施要綱（平成12年要綱第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（対象者） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としな い。 （1） 次に掲げる法に規定するいずれかのサービスを利用し ている者 ア ～ イ （略） ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスのうち、同条 第27項に規定する介護福祉施設サービス、同条第28項に 規定する介護保健施設サービス、健康保険法等の一部を 改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第 1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改 正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービス 又は法第8条第29項に規定する介護医療院サービス （2） （略）	（対象者） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としな い。 （1） 次に掲げる法に規定するいずれかのサービスを利用し ている者 ア ～ イ （略） ウ 法第8条第25項に規定する施設サービスのうち、同条 第26項に規定する介護福祉施設サービス、同条第27項に 規定する介護保健施設サービス、健康保険法等の一部を 改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第 1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改 正前の法第8条第25項に規定する介護療養施設サービス 又は法第8条第28項に規定する介護医療院サービス （2） （略）

（狛江市介護保険要介護認定等に関する情報の提供要綱の一部改正）

第3条 狛江市介護保険要介護認定等に関する情報の提供要綱（平成20年要綱第79号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（認定情報の提供を受けることができる者） 第2条 認定情報の提供は、次に掲げる者が法の規定による居 宅サービス等を適切に利用又は提供するため必要がある場合 に、当該者に対し行うものとする。 （1）～（3） （略）	（認定情報の提供を受けることができる者） 第2条 認定情報の提供は、次に掲げる者が法の規定による居 宅サービス等を適切に利用又は提供するため必要がある場合 に、当該者に対し行うものとする。 （1）～（3） （略）

改正後	改正前
(4) 法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護に係る事業者 (5) 法第8条第19項に規定する地域密着型特定施設 (6) 法第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設 (7) 法第8条第23項に規定する介護保険施設 (8)・(9) (略) 2 前項第3号から第7号までに掲げる者にあつては、法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者である本人（以下「本人」という。）と当該居宅サービス等の提供に係る契約を締結し、又は締結する予定の者が法第8条第24項に規定する施設サービス計画を作成する場合に限る。 3 第1項第8号及び第9号に掲げる者にあつては、本人と当該居宅サービス等の提供に係る契約を締結し、又は締結する予定の者が法第8条第22項に規定する居宅サービス計画又は法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画を作成する場合に限る。	(4) 法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護に係る事業者 (5) 法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設 (6) 法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設 (7) 法第8条第24項に規定する介護保険施設 (8)・(9) (略) 2 前項第3号から第7号までに掲げる者にあつては、法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者である本人（以下「本人」という。）と当該居宅サービス等の提供に係る契約を締結し、又は締結する予定の者が法第8条第25項に規定する施設サービス計画を作成する場合に限る。 3 第1項第8号及び第9号に掲げる者にあつては、本人と当該居宅サービス等の提供に係る契約を締結し、又は締結する予定の者が法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画を作成する場合に限る。

第4条 狛江市介護保険要介護認定等に関する情報の提供要綱（平成20年要綱第79号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（認定情報の提供を受けることができる者） 第2条 (略) 2 前項第3号から第7号までに掲げる者にあつては、法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者である本人（以下「本人」という。）と当該居宅サービス等の提供に係る契約を締結し、又	（認定情報の提供を受けることができる者） 第2条 (略) 2 前項第3号から第7号までに掲げる者にあつては、法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者である本人（以下「本人」という。）と当該居宅サービス等の提供に係る契約を締結し、又

改 正 後	改 正 前
は締結する予定の者が法第 8 条第25項に規定する施設サービス計画を作成する場合に限る。 3 (略) (提供の対象となる記録情報) 第 3 条 認定情報の提供は、次に掲げる情報について行う。 (1) 法第27条第 2 項(法第28条第 4 項、第29条第 2 項、第30条第 2 項、<u>第31条第 3 項</u>、第32条第 2 項(第33条第 4 項及び<u>第34条第 3 項</u>において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果(以下「認定調査票」という。) (2) 法第27条第 3 項(法第28条第 4 項、第29条第 2 項、第30条第 2 項、<u>第31条第 3 項</u>、第32条第 2 項(第33条第 4 項及び<u>第34条第 3 項</u>において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による主治の医師の意見又は医師等の診断の結果(以下「主治医意見書」という。)	は締結する予定の者が法第 8 条第24項に規定する施設サービス計画を作成する場合に限る。 3 (略) (提供の対象となる記録情報) 第 3 条 認定情報の提供は、次に掲げる情報について行う。 (1) 法第27条第 2 項(法第28条第 4 項、第29条第 2 項、第30条第 2 項、<u>第31条第 2 項</u>、第32条第 2 項(第33条第 4 項及び<u>第34条第 2 項</u>において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果(以下「認定調査票」という。) (2) 法第27条第 3 項(法第28条第 4 項、第29条第 2 項、第30条第 2 項、<u>第31条第 2 項</u>、第32条第 2 項(第33条第 4 項及び<u>第34条第 2 項</u>において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による主治の医師の意見又は医師等の診断の結果(以下「主治医意見書」という。)

(狛江市避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱の一部改正)

第 5 条 狛江市避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱（平成27年要綱第104号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前								
別表第 1（第 3 条関係） <table border="1"> <tr> <th>施設</th><th>要件</th></tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護事業所</td><td>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 2 第 6 項又は介護保険法第 8 条第</td></tr> </table>	施設	要件	認知症対応型共同生活介護事業所	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 2 第 6 項又は介護保険法第 8 条第	別表第 1（第 3 条関係） <table border="1"> <tr> <th>施設</th><th>要件</th></tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護事業所</td><td>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 2 第 6 項又は介護保険法第 8 条第</td></tr> </table>	施設	要件	認知症対応型共同生活介護事業所	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 2 第 6 項又は介護保険法第 8 条第
施設	要件								
認知症対応型共同生活介護事業所	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 2 第 6 項又は介護保険法第 8 条第								
施設	要件								
認知症対応型共同生活介護事業所	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 2 第 6 項又は介護保険法第 8 条第								

改 正 後		改 正 前	
	19項に規定する共同生活を営むべき仕居		20項に規定する共同生活を営むべき仕居
(略)		(略)	
介護老人保健施設	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護保険法第8条第28項に規定する介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
(略)		(略)	

第6条 狛江市避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱（平成27年要綱第104号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
施設	要件	施設	要件
(略)		(略)	
介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第28項に規定する介護医療院
(略)		(略)	

（狛江市介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱の一部改正）

第7条 狛江市介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱（平成28年要綱第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、「介護施設等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老福法」という。）に規定する次に掲げるサービスを提供する施設をいう。 (1) (略) (2) 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護 (3) 法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護 (4) 法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護 (5) 法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設 (6) (略) (7) 法第8条第27項に規定する介護老人保健施設のうち定員が29名以下のもの (8) (略)	(定義) 第2条 この規則において、「介護施設等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老福法」という。）に規定する次に掲げるサービスを提供する施設をいう。 (1) (略) (2) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護 (3) 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護 (4) 法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護 (5) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設 (6) (略) (7) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち定員が29名以下のもの (8) (略)

第8条 狛江市介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱（平成28年要綱第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、「介護施設等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老福	(定義) 第2条 この規則において、「介護施設等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老福

改 正 後	改 正 前
法」という。)に規定する次に掲げるサービスを提供する施設をいう。 (1) ～ (6) (略) (7) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち定員が29名以下のもの (8) (略)	法」という。)に規定する次に掲げるサービスを提供する施設をいう。 (1) ～ (6) (略) (7) 法第8条第27項に規定する介護老人保健施設のうち定員が29名以下のもの (8) (略)

(狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業実施要綱の一部改正)

第9条 狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業実施要綱(平成28年要綱第97号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(第1号訪問事業及び第1号通所事業の費用の支給) 第6条 (略) 2 法第59条の4第1項に規定する政令で定める額以上である施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。 3 法第59条の4第2項に規定する政令で定める額以上である施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。 4 (略) (支給限度額) 第8条 第6条の規定により支給される額の合計は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等	(第1号訪問事業及び第1号通所事業の費用の支給) 第6条 (略) 2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。 3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。 4 (略) (支給限度額) 第8条 第6条の規定により支給される額の合計は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等

改 正 後	改 正 前
区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号に定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（<u>法第59条の4第1項</u>に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の80とし、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の70）に相当する額を超えることができない。 2 （略）	区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号に定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（<u>法第59条の2第1項</u>に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の80とし、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の70）に相当する額を超えることができない。 2 （略）

（狛江市ケアプラン点検実施要綱の一部改正）

第10条 狛江市ケアプラン点検実施要綱（平成30年要綱第71号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （1）・（2） （略） （3） ケアプラン 介護支援専門員等が作成する法第8条第23<u>項</u>の規定による居宅サービス計画及び法第8条の2第16項の規定による介護予防サービス計画をいう。	（定義） 第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （1）・（2） （略） （3） ケアプラン 介護支援専門員等が作成する法第8条第24<u>項</u>の規定による居宅サービス計画及び法第8条の2第16項の規定による介護予防サービス計画をいう。

（狛江市在宅高齢者等おむつ支給事業実施要綱の一部改正）

第11条 狛江市在宅高齢者等おむつ支給事業実施要綱（令和3年要綱第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（対象者） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としな い。 （1） 次に掲げる法に規定するいずれかのサービスを利用し	（対象者） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としな い。 （1） 次に掲げる法に規定するいずれかのサービスを利用し

改 正 後	改 正 前
ている者 ア （略） イ 法第 8 条第14項に規定する地域密着型サービスのうち、同条<u>第19項</u>に規定する認知症対応型共同生活介護、同条<u>第20項</u>に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は同条<u>第21項</u>に規定する地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ウ 法第 8 条第25項に規定する施設サービスのうち、同条<u>第26項</u>に規定する介護福祉施設サービス、同条<u>第27項</u>に規定する介護保健施設サービス、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の法第 8 条<u>第25項</u>に規定する介護療養施設サービス又は法第 8 条<u>第28項</u>に規定する介護医療院サービス (2)・(3) （略）	ている者 ア （略） イ 法第 8 条第14項に規定する地域密着型サービスのうち、同条<u>第20項</u>に規定する認知症対応型共同生活介護、同条<u>第21項</u>に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は同条<u>第22項</u>に規定する地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ウ 法第 8 条第26項に規定する施設サービスのうち、同条<u>第27項</u>に規定する介護福祉施設サービス、同条<u>第28項</u>に規定する介護保健施設サービス、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の法第 8 条<u>第26項</u>に規定する介護療養施設サービス又は法第 8 条<u>第29項</u>に規定する介護医療院サービス (2)・(3) （略）

第12条 狛江市在宅高齢者等おむつ支給事業実施要綱（令和 3 年要綱第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（対象者） 第 2 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者とし ない。 （1） 次に掲げる法に規定するいずれかのサービスを利用 している者 ア ～ イ （略） ウ 法第 8 条第26項に規定する施設サービスのうち、同条 <u>第27項</u>に規定する介護福祉施設サービス、同条<u>第28項</u>に	（対象者） 第 2 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者とし ない。 （1） 次に掲げる法に規定するいずれかのサービスを利用 している者 ア ～ イ （略） ウ 法第 8 条第25項に規定する施設サービスのうち、同条 <u>第26項</u>に規定する介護福祉施設サービス、同条<u>第27項</u>に

改 正 後	改 正 前
規定する介護保健施設サービス、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービス又は法第8条第29項に規定する介護医療院サービス (2)・(3) （略）	規定する介護保健施設サービス、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の法第8条第25項に規定する介護療養施設サービス又は法第8条第28項に規定する介護医療院サービス (2)・(3) （略）

（狛江市理美容サービス事業実施要綱の一部改正）

第13条 狛江市理美容サービス事業実施要綱（令和5年要綱第34号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（対象者） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としな い。 （1） 次に掲げる法に規定するいずれかのサービスを利用している者 ア （略） イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスのうち、同条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は同条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ウ 法第8条第25項に規定する施設サービスのうち、同条第26項に規定する介護福祉施設サービス、同条第27項に規定する介護保健施設サービス、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改	（対象者） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としな い。 （1） 次に掲げる法に規定するいずれかのサービスを利用している者 ア （略） イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスのうち、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスのうち、同条第27項に規定する介護福祉施設サービス、同条第28項に規定する介護保健施設サービス、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改

改 正 後	改 正 前
正前の法第 8 条第26項に規定する介護療養施設サービス 又は法第 8 条第28項に規定する介護医療院サービス (2) (略)	正前の法第 8 条第26項に規定する介護療養施設サービス 又は法第 8 条第29項に規定する介護医療院サービス (2) (略)

第14条 狛江市理美容サービス事業実施要綱（令和 5 年要綱第34号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(対象者) 第 2 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としな い。 (1) 次に掲げる法に規定するいずれかのサービスを利用し ている者 ア ～ イ (略) ウ 法第 8 条第26項に規定する施設サービスのうち、同条 第27項に規定する介護福祉施設サービス、同条第28項に 規定する介護保健施設サービス、健康保険法等の一部を 改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改 正前の法第 8 条第26項に規定する介護療養施設サービス 又は法第 8 条第29項に規定する介護医療院サービス (2) (略)	(対象者) 第 2 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としな い。 (1) 次に掲げる法に規定するいずれかのサービスを利用し ている者 ア ～ イ (略) ウ 法第 8 条第25項に規定する施設サービスのうち、同条 第26項に規定する介護福祉施設サービス、同条第27項に 規定する介護保健施設サービス、健康保険法等の一部を 改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改 正前の法第 8 条第26項に規定する介護療養施設サービス 又は法第 8 条第28項に規定する介護医療院サービス (2) (略)

付 則

この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条、第11条及び第13条 令和 9 年 4 月 1 日
- (2) 第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第10条、第12条及び第14条 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第51号）附則第 1 条第 4 号に定める日